

調布市地域防災計画 (案) 修正の概要

調布市防災会議

1 東京都地域防災計画修正の概要（抜粋）

Point 1 10年間の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識

この10年の取組や社会環境の変化等を踏まえた課題

家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、
今後の活性化による被害軽減効果は大きい

- 自主防災組織の活動数は半分以下 活動頻度（防災訓練）約0.87回⇒0.35回/年
- コロナ禍等で企業のテレワークは大きく進展 テレワーク実施率14.8%⇒64.3%
- 今後の自助・共助の取組促進により、被害は大幅に減少する見込み（被害想定）

道路閉塞や中枢機能を支える行政施設・ライフラインの被害
により応急対策が遅延するおそれ

- 沿道建築物の耐震化は道半ば 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化79.1%⇒87.4%
- 熊本地震では一部市町で庁舎が損壊し、災害本部移転を余儀なくされるなど初動対応が混乱
- ライフラインの基幹施設の被災による復旧の長期間のおそれ（被害想定）

都民の居住形態やライフスタイルの大きな変化、
感染症対策など複合的な事象も想定した対応が必要

- スマートフォンの普及率は約6倍 スマートフォン世帯保有率14.6%⇒93.0%
- 在宅避難が可能な耐震性能の高いタワーマンション等の構想建築物や約4割増加
- 令和2年7月に発生した熊本県での豪雨では、災害発生後に感染者が急増

解決に向けた基本認識

自助・共助の備えを促進

ハード対策の加速はもとより、
家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要

応急対応力を一層強化

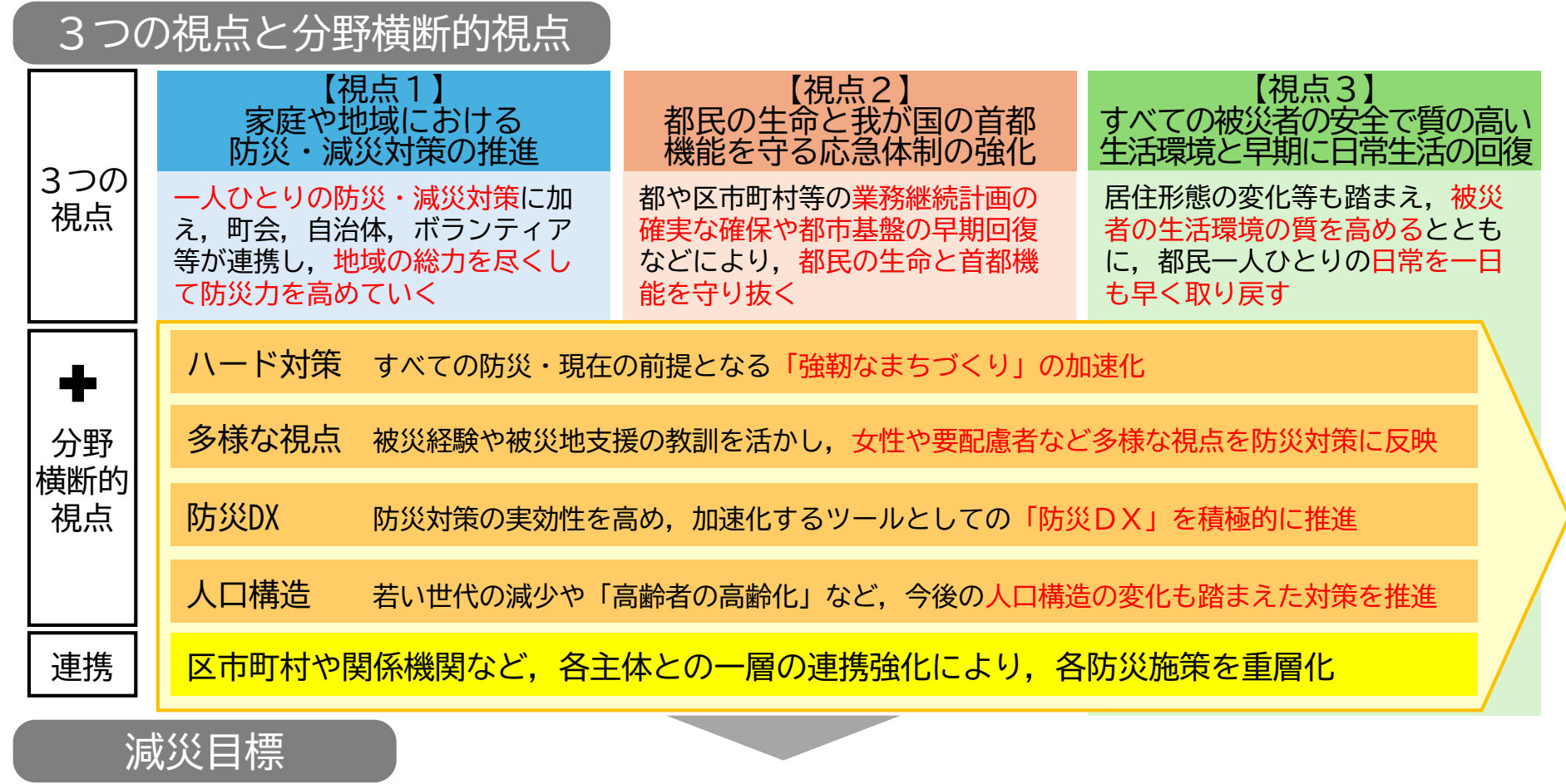
都民の生命と我が国の首都
機能を守る応急体制のさら
なる強化が必要

被災者の早期の生活復旧

すべての被災者の安全で質
の高い生活環境と早期の日
常生活を確実に確保する必
要

Point 2 3つの視点と分野横断的視点に基づく減災目標の設定

基本認識の下，3つの視点と分野横断的な視点に基づき，減災目標を設定するとともに，その実現に向けた指標や防災対策を具体化



TOKYO強靱化プロジェクトで示した「2040年代の目指すべき東京の姿」を実現するため，中間地点である2030年度までに，首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減

2 都の新たな被害想定

<調布市地域防災計画で想定する災害の種類>

【地震災害】

- ・都の新たな被害想定のうち、本市に大きな被害が想定される以下の地震を想定
「都心南部直下地震」 「多摩東部直下地震」

【風水害】

- ・調布市ハザードマップで想定されている以下の3つの浸水想定区域を想定
「多摩川浸水想定区域」 「野川・仙川・入間川浸水想定区域」 「内水浸水想定区域」

【火山】

- ・富士山において宝永噴火と同程度の噴火が発生した場合、市内に2～10cm程度の降灰が予測

都の新たな地震被害想定

※多摩東部直下地震と多摩直下地震では地震動が異なるため、比較は困難であることに留意が必要

想定被害の公表時期		令和4年5月 (改定後計画)	令和4年5月 (改定後計画)	平成24年4月 (現行計画)
条件	想定地震	多摩東部直下地震	都心南部直下地震	多摩直下地震(参考)
	時期及び時刻・風速	冬・夕方18時 (風速8m/s)	冬・夕方18時 (風速8m/s)	冬・夕方18時 (風速8m/s)
震度面積	6弱	33.4	59.0	86.4
	6強	66.6	41.0	13.6
建物被害	建物全壊(棟)	675	612	673
	出火件数	10	9	5
	火災(倒壊建物を含む)(棟)	1,160	1,044	339
人的被害	死者数(人)	55	49	33
	負傷者数(人)	991	888	932
	避難者数(人)	34,227(最大)	28,555(最大)	33,913(1日後)
その他	帰宅困難者(人)	22,648	22,648	46,407
	閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数(台)	185	176	46
	災害廃棄物(万t)	32	29	28

3 地域防災計画（案）修正のポイント

修正のポイント

- ① 関係法令や東京都計画等との整合
- ② 調布市を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた見直し
- ③ 災害対策本部体制の強化
- ④ 火山編の新設

修正のポイント① 関係法令や東京都計画等との整合

関係法令（主な改正内容）

災害対策基本法の改正（令和3年）

- ✓ 避難勧告・避難指示の一本化
- ✓ 個別避難計画の作成
- ✓ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

流域治水関連法の整備（令和3年）

- ✓ 流域治水の計画・体制の強化
- ✓ 氾濫をできるだけ防ぐための対策
- ✓ 被害対象を減少させるための対策
- ✓ 被害の軽減, 早期復旧, 復興のための対策

災害対策基本法の改正（令和5年）

- ✓ 災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については, 災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができることとする。

調布市地域防災計画への反映

災害対策基本法の改正（令和3年）

- ✓ 避難勧告を廃止し, 避難指示に一本化
- ✓ 個別避難計画の作成に努めることを追加
- ✓ 広域（他県市町村）避難に関する事項を追加

流域治水関連法の整備（令和3年）

- ✓ 「流域治水」の考え方に基づく豪雨対策の推進
- ✓ 要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し, 市町村长が助言・勧告できることとなっていることを追加

災害対策基本法の改正（令和5年）

- ✓ 震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両は, 災害発生前において調布市警察署に事前に確認申出を行うことで, 緊急通行車両等の標章及び確認証明書が交付されることに記載を見直し



東京都計画等（主な改定内容）

東京都地域防災計画【震災編】の改定（令和5年）

- ✓ 多様な視点（災害関連死の抑制）
- ✓ マンション防災対策
- ✓ 傷病者搬送体制の強化
- ✓ 帰宅困難者対策の強化
- ✓ 在宅避難への備えの推進
- ✓ 複合災害への対応

東京都水防計画の改定（令和6年）

- ✓ 水防上注意を要する箇所を更新
- ✓ 水位周知河川の新規指定・運用
- ✓ 氾濫発生情報の運用開始 など

調布市地域防災計画への反映

東京都地域防災計画【震災編】の改定（令和5年）

- ✓ 女性・要配慮者等の視点, 災害関連死の観点等を踏まえた防災対策について, 普及啓発を推進することを追加
- ✓ マンション居住者による自助・共助の備えを追加
- ✓ 負傷者の搬送手段として, ヘリコプター等による空路搬送を最大かつ積極的に活用していくことを追加
- ✓ 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応を追加
- ✓ 在宅避難者に対する支援物資や情報の提供方法を追加
- ✓ 複合災害に関する章を新設し, 課題を整理

東京都水防計画の改定（令和6年）

- ✓ 洪水予報の種類と発表基準等の見直し



修正のポイント② 調布市を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた見直し

調布市を取り巻く状況の変化

調布市の関連計画との整合等

- ✓ 令和5年12月：調布市耐震改修促進計画改定
- ✓ 令和6年3月：調布市災害廃棄物処理計画策定
- ✓ 令和6年度末：市政BCP改定，調布市災害時受援・応援計画策定予定

フェーズフリーの取組

- ✓ 令和5年度から令和8年度までを計画期間とする基本計画において，まちづくりの社会潮流や課題を踏まえ，基本計画に位置付けた各施策や事業の推進，成果向上を図るための視点の一つに「フェーズフリー」を位置づけ
- ✓ フェーズフリーの視点を踏まえた施策の推進が必要

医療救護体制

- ✓ 緊急医療救護所訓練等を実施しており，訓練実施結果を踏まえた施策の推進が必要

調布市地域防災計画への反映

調布市の関連計画との整合等

- ✓ 調布市耐震改修促進計画や調布市災害廃棄物処理計画との記載内容の整合や調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）に基づく個別避難計画の作成を追加
- ✓ 事業継続計画（BCP）と各部危機管理マニュアルの整備，災害時受援・応援計画の策定について記載

フェーズフリーの取組

- ✓ フェーズフリーの考え方に基づく組織横断的な連携による防災・減災意識の醸成や備えの充実やローリングストックを活用した備蓄の推進を記載

医療救護体制

- ✓ 医療救護活動体制の記載の充実や，搬送体制において，ヘリコプター等の空路搬送を積極的に活用することを追加

社会情勢の変化

防災DXの推進

- ✓ 防災対策の実効性を高め，加速化するツールとしての「防災DX」の積極的な推進を図ることが必要

多様な視点への配慮

- ✓ 被災経験や被災地支援の教訓を活かし，女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映することが必要
- ✓ 令和元年台風第19号等を踏まえ，改定された福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）において，福祉避難所への直接避難が謳われていることから，市でもその対応が必要

被災者の早期再建

- ✓ すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保することが必要

調布市地域防災計画への反映

防災DXの推進

- ✓ 避難所開設の開設状況や国・東京都への不足物資の要請等をシステムで行い防災対策の実効性を高めための防災DXについて記載

多様な視点への配慮

- ✓ 避難所運営の重視事項として，女性や子ども，高齢者，障害者，外国人，LGBTQの方々への配慮を位置づけ
- ✓ 福祉避難所を避難所と同時に開設し，発災直後から要配慮者を福祉避難所に受け入れられるよう見直し

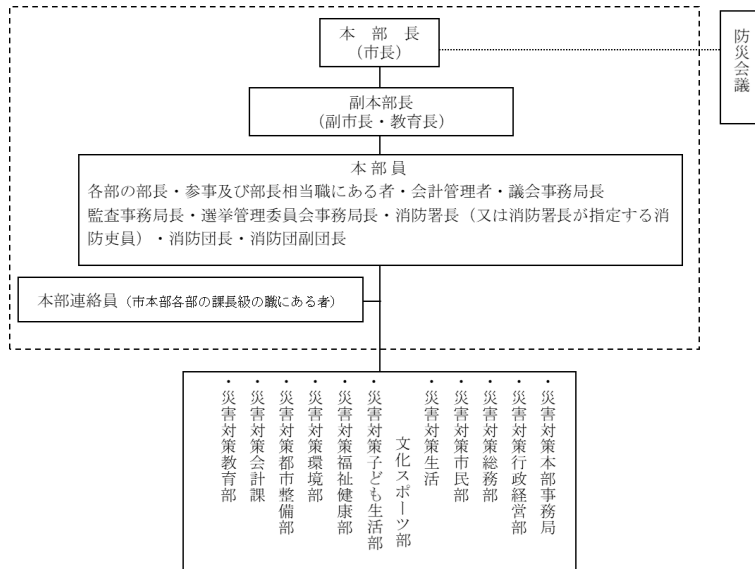
被災者の早期再建

- ✓ トイレ機能の確保に関する記載の充実
- ✓ 被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行う被災者総合相談所の設置及びその相談内容を追加

これまでの災害対策本部体制等

災害対策本部体制

- ✓ 災害対策本部の体制において、各部から集まった情報を集約し、分析して調整する部署が無かった。



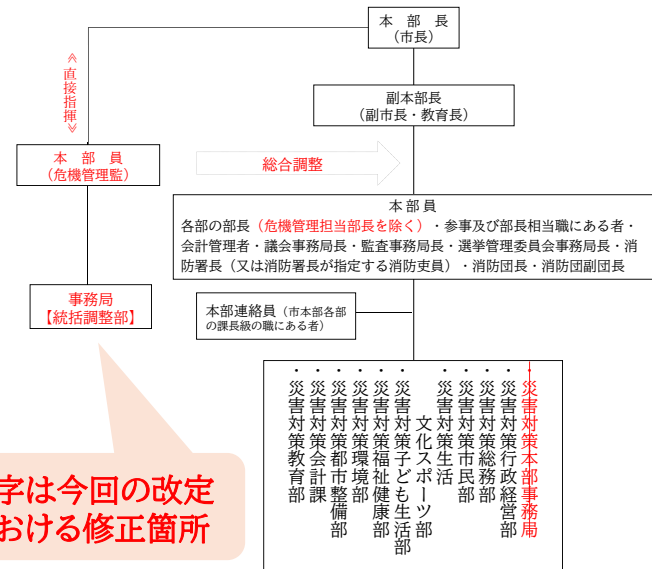
災害時における職員の服務基準等

- ✓ 災害時における職員の服務基準や参集免除基準について基準が無かった。

改定後の災害対策本部体制等

災害対策本部体制において事務局を新たに編成

- ✓ 東京都災害対策本部を参考とし危機管理監に総合調整機能を付与
- ✓ 事務局を本部長の意思決定補佐機能組織として新たに編成

赤字は今回の改定
における修正箇所

速やかな災害対策本部設置による全庁一丸となった取り組み強化

- ✓ 地震の強度のみによらず、必要の都度、速やかに設置することで、庁内及び関係各所との情報共有・連携強化を図る。

災害時における職員の服務基準等の追加

- ✓ 災害時における職員の交代基準や参集免除基準等を明確化

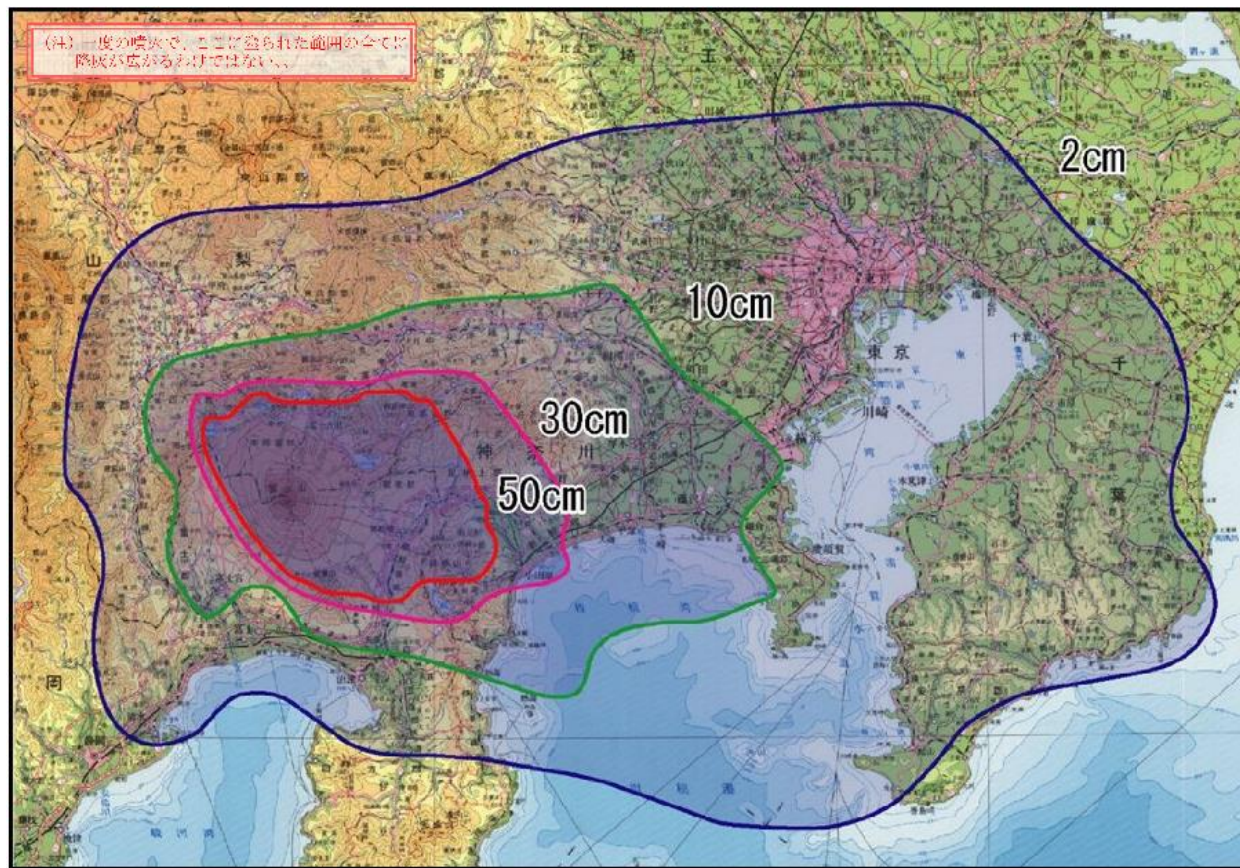
- 富士山において宝永噴火と同程度の噴火が発生した場合の降灰対策を定めた調布市地域防災計画火山編を新設しました。

市の取組

- ✓ 市民への広報・問い合わせ対応
- ✓ 降灰調査・報告
- ✓ 被害状況等の調査報告
- ✓ 避難誘導等・救援・救護
- ✓ 交通機関の応急・復旧対策
- ✓ ライフライン等の応急・復旧対策
- ✓ 宅地等の降灰対策
- ✓ 火山灰の収集及び処分

※収集は原則として、土地所有者又は管理者。処分は市が都や関係機関と調整して実施

調布市の降灰は2cm～10cmと予測
※一度の噴火で、ここに塗られた範囲のすべてに降灰が広がるわけではない。



降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）
出典：「富士山火山広域防災対策基本方針」

4 調布市の主な取組

「地域の防災力の向上」「早期応急復旧体制の強化」「被災者対策」の3つの視点と、「多様な視点・DX対策」の分野横断的な視点に基づき、防災・減災対策を具体化

地域の防災力の向上

- 自助・共助の充実
- マンション防災対策
- 住宅避難者対策
- 市民参加型の防災訓練

早期応急復旧体制の強化

- 住宅の耐震化
- 緊急輸送道路の道路啓開
- 調布市事業継続計画（BCP）の修正
- 調布市災害時受援・応援計画の策定
- 調布市災害廃棄物処理計画の実効性の向上

被災者対策

- 避難所運営体制の強化
- 要配慮者への対策の強化
- 避難所生活環境の整備
- 帰宅困難者対策
- 災害時医療救護体制の整備

多様な視点・DX対策

市民が**安全に安心して住み続けられる**調布市の実現

現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（１）

地域の防災力の向上①

市民等の自助・共助における課題

- ▶「調布市市民意識調査報告書(令和5年3月)」では、家具転倒防止対策実施の割合は65.6%となっています。
- ▶被害想定では、調布市内における屋内収容物による死傷者が最大約140人以上発生すると想定されています。ライフライン被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄が必要です。
- ▶女性や子ども、LGBTQ、要配慮者等に配慮した対策が必要となっています。
- ▶市民一人ひとりの共助の取組への参画や防災市民組織等の活動の活性化を一層推進していくことが必要です。
- ▶防災教育や防災訓練におけるデジタル技術の活用が必要です。
- ▶事業所による自助・共助の取組を推進し、地域と連携した防災活動体制を整備することが必要です。

自助・共助の充実

- ◆リーフレット等による家具類の転倒・移動防止対策や日常備蓄、ペット対策等の啓発
⇒調布消防署の役割として、家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、市民や事業所に対する指導を実施することなどを追加(P.66)
- ◆東京都の防災ブック等により女性・要配慮者の視点、災害関連死対策の観点を踏まえた防災対策について普及啓発
⇒女性や子ども、LGBTQのほか、要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図ることを追加(P.60)
- ◆出前講座や防災訓練の充実・防災市民組織の活動の促進
⇒市民、防災市民組織等を対象とした防災訓練の充実、広報等により訓練参加者の増加を図ることを追加(P.66)
- ◆防災教育や防災訓練におけるデジタル技術の活用【DX】
⇒調布消防署の役割として、デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実を追加(P.67)
- ◆事業所による自助・共助の強化
⇒事業所の役割として、組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を行うことを追加(P.75)

現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（1）

地域の防災力の向上②

マンション防災対策における課題

- 高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題が顕在化しています。
- 特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要です。

マンション防災対策

◆エレベータ使用不可に備えた日常備蓄の促進や携帯トイレ準備等の自助の取組の促進

⇒市民の果たすべき基本的責務として、在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)を追加(P.63)

◆マンション居住者に対する防災パンフレットの作成・配布や防災セミナー開催等による防災意識の啓発

⇒日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの防災市民組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資機材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していくことを追加(P.60)

⇒マンション防災には、調布市、東京都はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携して取り組むことが重要であることを追加(P.60)



現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（１）

地域の防災力の向上③

在宅避難者対策における課題

- 都の新たな被害想定では、調布市の避難者は約35,000人発生すると想定されています。このうち、避難所外避難者数も1万人を超えると想定されています。
- 市民に対する在宅避難の啓発や、在宅避難者に対する食料及び支援物資の配給体制の確立、情報提供方法の確立等が必要です。

在宅避難者対策

◆市民に対する在宅避難の啓発

⇒市民の果たすべき基本的責務として、在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)を追加【再掲】(P.63)

◆在宅避難者に対する食料や支援物資の配給体制・情報提供方法の確立

⇒在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者は、近隣の避難所で避難者登録を行うこと、市は、避難所で避難者登録を行い、避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めることを追加(P.383)

⇒在宅避難者は、避難所登録を行った近隣の避難所で必要な支援(物資の提供等)を受けるものとするを追加(P.383)

⇒他方、マンションや集合住宅の居住者で一定規模の避難者の方が留まられている地域や地区の場合は、近隣避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施することを追加(P.383)

⇒車中泊については、都の基本的な考え方に基づき対応をすることを追加(状況を踏まえ支援)(P.383)

◆自治会や民生委員等との連携の強化

⇒避難所外避難者のうち、要配慮者については、自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、地域支援者と連携して支援を行うことを追加(P.383)

現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（１）

地域の防災力の向上④

市民参加型の防災訓練における課題

- ▶ 調布市では、毎年4月の第4土曜日に全市立小中学校28校一斉に防災教育を実施する「調布市防災教育の日」を制定するとともに、全市立小学校6年生と中学校3年生を対象に普通救命講習を実施、全市議会議員及び全市職員にも救命講習を実施するなど防災教育を積極的に推進し、自助による市民の防災力向上を図っています。
- ▶ また、各小学校区域を単位とする地区協議会や、各自治会においては防災訓練が実施されているほか、市では関係機関を含めた総合防災訓練を毎年実施しています。
- ▶ 今後においても、調布市防災教育の日の充実や総合防災訓練等の充実を図る必要があります。

市民参加型の防災訓練

◆調布市防災教育の日における取組の充実

⇒調布市防災教育の日の充実を図ることの記載を追加(P.499)

◆総合水防訓練, 総合防災訓練のより一層の充実

⇒総合水防訓練の訓練目的, 協力機関, 実施時期, 実施要領について整理。

※総合水防訓練の記載は風水害編のみ(P.593)

⇒総合防災訓練の訓練実施方針, 実施要領, 実施時期について整理。(P.181)

⇒市防災会議において「調布市総合防災訓練実施要領」を定め, これに従って訓練を実施すること, 特に, 市民及び事業者が実施できる項目を増やし, 震災時に直接役立つものとしていくことを追加(P.181)



現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（2）

早期応急復旧体制の強化①

住宅の耐震化・緊急輸送道路の道路啓開における課題

- 建築物の耐震化は進んでいますが、調布市耐震改修促進計画に定める目標を達成するため、重層的に施策を講じていく必要があります。
- 建築物の耐震性を向上させることとともに、強いゆれに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等安全対策の一層の推進が必要です。
- 緊急輸送道路沿道の耐震化などを促進する必要があります。

住宅の耐震化

◆調布市耐震改修促進計画に位置付けた取組の推進

⇒調布市耐震改修促進計画(令和5年12月改定)に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路沿道建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することを追加(P.102)

◆木造住宅・分譲マンション耐震アドバイザー派遣並びに耐震診断・改修等への助成

⇒建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行うこと、また、耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進することなどを追加(P.102)

緊急輸送道路の道路啓開

◆緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

⇒「調布市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助制度」を広く周知し事業を推進していくこと、また、地域輸送道路にあたる調布市緊急道路障害物除去路線の耐震化の推進に取り組んでいくことを追加(P.141)

現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（２）

早期応急復旧体制の強化②

業務継続計画（ＢＣＰ），災害時受援・応援計画における課題

- 今後の地域防災計画の修正に伴い，令和６年度に調布市業務継続計画（ＢＣＰ）を修正し，市の業務継続体制を強化する必要があります。
- 調布市業務継続計画（ＢＣＰ）の修正に伴い，令和６年度に自治体・民間事業者のほか，ボランティア等による応援を円滑に受け入れるための手順や役割分担等を明確にした「調布市災害時受援・応援計画」を策定する必要があります。

業務継続計画（ＢＣＰ）の改定

◆業務継続計画（ＢＣＰ）と各部危機管理マニュアルの整備

- ⇒ 地域防災計画の目標を踏まえた業務継続計画の更新を対策の到達目標として追加（Ｐ.178）
- ⇒ 加えて，業務継続計画で定める非常時優先業務を「どのような手順で，何を使い，どのように実施していくか」を明確にするため，地域防災計画，業務継続計画の見直しを踏まえ，「危機管理マニュアル」の更新・充実を図ることを追加（Ｐ.182）

災害時受援・応援計画の策定

◆災害時受援・応援計画の策定

- ⇒ 関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ，「調布市災害時受援・応援計画」を策定し，受援体制を整備すること，必要の都度，計画の見直しを行っていくことを追加（Ｐ.196）
- ⇒ 受援応援態勢の整備に関する記載の充実（Ｐ.189）



現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（２）

早期応急復旧体制の強化③

災害廃棄物処理における課題

- 最大で約32万トンが発生する災害廃棄物を処理するためには、集積所及び仮置場の確保等が必要です。
- 発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する必要があります。また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要です。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要です。

災害廃棄物処理計画の実効性の向上

◆調布市災害廃棄物処理計画に位置付けた取組の推進

⇒令和6年3月に策定した「調布市災害廃棄物処理計画」に基づき、記載内容を修正(P.429～第12章全体)

◆災害廃棄物仮置場候補地の事前調整

⇒仮置場候補地は、活用可能な場所の調査、協議を行い、利用の可否を判断することなどを追加(P.434)

◆近隣自治体等との災害時協定締結や事業者等との連携による集積運搬体制の確立

⇒市単独では災害廃棄物処理の対応が困難と想定される場合、D. Waste－Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等に協力・支援を要請することを追加(P.437)

◆職員向けマニュアルの整備、各種訓練

⇒仮設トイレ等の設置手順・維持管理方法等に関するマニュアルの作成や、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを教育・訓練を実施して検証、確保することを追加(P.437)

◆災害時のごみの廃棄方法をリーフレット等により市民へ普及啓発

⇒市民に対して、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」等の、平常時の区分に応じたわかりやすい分別項目名で周知することや、出前講座や地域訓練などで、災害用トイレに関する普及啓発に努めることを追加（P.434）

被災者対策①

避難所開設・運営における課題

- 市職員のマンパワーには限りがあるため、市民と協働した避難所開設方法の構築が必要です。
- これまでの市の取組に加え避難所における新型コロナウイルス感染症及び熱中症予防への対応を重ね、不断に防災・減災対策の改善・強化に取り組むことが必要となっています。
- 感染症や熱中症対策を踏まえた避難所の運営について、更なる検討が必要です。
- 高齢者や食事制限者、女性、子どもなど、多様なニーズへの対応が必要です。

避難所運営体制の強化

◆市職員の避難所要員の体制を強化

⇒福祉避難所を避難所と同時に開設し、発災直後から要配慮者を福祉避難所に受け入れられるよう、市職員の避難所要員の体制の見直し(P.33)

◆避難所運営マニュアルの整備、市民と協働した避難所開設方法の構築

⇒避難所運営ガイドラインに沿った統一的な避難所運営を目指すことを追加(P.348)

⇒避難所運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げること、立ち上げに際しては、防災市民組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐することを追加(P.374)

◆感染症等に対応した避難所運営

⇒新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進や、熱中症予防対策を踏まえ、体調不良者等の早期発見に努めることを追加(P.361)

◆備蓄品の確保

⇒新しい被害想定に基づく備蓄品等の確保や、災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築すること、民間の物流事業者等との協定等の締結を行っていくことなどを追加(P.397～P.398)

◆避難所情報システムの充実【DX】

⇒リアルタイムに混雑状況等が検知可能であるVacanの活用を追加(P.238)

現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（3）

被災者対策②

要配慮者への対策における課題

- 災害対策基本法の改正を踏まえて、支援の優先度が高い要支援者の個別避難計画を作成する必要があります。
- 複数箇所ある福祉避難所について、人員配置や開設方法などを検討する必要があります。
- 高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について更なる検討が必要です。

要配慮者への対策の強化

◆避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難行動要支援者名簿の関係機関等への提供促進

⇒市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報の適切な範囲を提供することを追加(P.357)

◆「避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に基づく個別避難計画の作成

⇒避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備するための個別避難計画の作成を追加(P.354)

◆福祉避難所の受け入れ体制の充実

⇒災害発生直後は、小・中学校等の避難所での受入れのほか、福祉避難所においてもできるかぎり同時期の開設に向けて、受け入れ体制の調整を行うことを追加(P.344)

⇒協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、要配慮者の受入れを依頼することや、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、都に対し、必要な措置を要請することを追加(P.376)

◆「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及啓発

⇒外国人の方々に対して、平時から調布市国際交流センターと連携して、多言語及びやさしい日本語、ユニバーサルデザインのサイン等での情報提供や防災知識の普及に努めることなどを追加(P.245)

現行の地域防災計画における課題と主な修正内容（3）

被災者対策③

避難生活環境における課題

- ▶ 新たな首都直下地震等による東京の被害想定に基づいた備蓄物資の確保が必要です。特に、上下水道の復旧には相当の期間が必要なため、被災後の災害用トイレの確保が必要です。
- ▶ 体の不自由な要配慮者や食事制限者、子ども、男女の違いなど、住民の多種多様なニーズに配慮した食料・生活必需品を確保することが必要です。
- ▶ 女性の視点に配慮した避難所運営やペットと同行避難ができる体制についても更なる検討が必要です。

避難生活環境の充実強化

- ◆ **環境改善の向上に資する物資の備蓄、保健衛生・災害関連死を防ぐ取組、多様な視点に配慮したトイレ対策の推進**
⇒ 携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・組立てトイレ（マンホール用）等を計画的に備蓄することや、要配慮者の利用を想定した車いす使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化などバリアフリー化を推進することを追加（P.437）
- ◆ **アレルギー対応食の備蓄**
⇒ 様々な避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで備蓄しているアルファ米、おかゆ、アレルギー対応食等に加えて備蓄すべき食料について継続して検討することを追加（P.352）
- ◆ **女性・子ども・要配慮者・LGBTQ等、多様性の視点に配慮した環境づくり、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DV発生の防止対策**
⇒ 避難所における女性、LGBTQの方々の生活環境を良好に保つための取組事例について追加。（P.392）
⇒ 具体的な取組例の1つとして、防犯対策（就寝場所や女性専用スペースのパトロールの実施等）を追加（P.392）
- ◆ **ペットの同行避難の体制づくり、避難所における適正な飼養についての普及啓発**
⇒ 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保することや、避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保することなどを追加（P.385）

被災者対策④

帰宅困難者対策における課題

- ▶ 新たな被害想定では、市内において最大22,648人の滞留者の発生が想定されています。帰宅困難者対策の再構築が必要です。
- ▶ 鉄道駅周辺では、多数の帰宅困難者が滞留することが想定されるため、駅前の関係事業者と連携体制を構築し、支援体制を整備することが必要です。また、大規模集客施設及び駅においては、平常時から施設内の安全確保等について検証しておく必要があります。

帰宅困難者対策

◆ 都が整備する帰宅困難者対策オペレーションシステム及び事業所防災リーダーシステムの活用による帰宅困難者対策の強化【DX】

⇒ 市内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、帰宅困難者対策オペレーションシステムの利用可能な機能を活用し、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有することを追加(P.332)

◆ 調布駅における帰宅困難者対策の具体的な対応の検討

⇒ 一時滞在施設の確保に向けて、市及び市関連施設を指定するとともに、鉄道事業者や大規模集客施設などをはじめとした事業者に対し、一時滞在施設の確保を要請すること、また、行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるよう、平時から一時滞在施設の運営方法について支援していくことを追加(P.319)

◆ 民間との協定締結による一時滞在施設の確保

⇒ 市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など所管の施設に対し開設要請を行うこと、また、施設の開設要請後は、施設管理者若しくは市が、DIS又は帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告することを追加(P.332)

被災者対策⑤

災害時医療救護における課題

- 新たな被害想定では、市内において約1,000人の負傷者発生が想定されており、迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要となります。
- このため、初動医療体制の確立と他市町村からの保健医療活動チームの受入れや配置などについて迅速に調整する機能が必要です。また、情報連絡体制及び負傷者の搬送体制の構築が必要です。
- 不足が予測される医薬品や災害時応急用資器材等を確実に確保する必要があります。

災害時医療救護体制の整備

◆災害時医療救護体制の充実, 調布市医師会等の医療関係団体との継続的な訓練の実施等による連携強化

⇒市の医療救護活動体制について、記載を充実(第7章全体)

⇒災害医療対策本部では、災害時に市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、「調布市医師会」、「調布市歯科医師会」、「調布市薬剤師会」、「東京都柔道整復師会武蔵野支部」などの医療関係機関、その他、防災機関がメンバーと連携し、災害復旧活動に伴う医療活動を実施することを追加(P.278)

◆医薬品の確保

⇒京王多摩川地域の再開発と合わせ、医薬品の備蓄庫の整備を進めていくことを追加(P.277)

◆搬送体制の確保

⇒調布市は、「調布飛行場」が設けられていること、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の近接地に「調布市民野球場」をヘリコプター緊急離着陸場として確保しており、緊急度や搬送人数等に応じ、ヘリコプター等による空路搬送を最大かつ積極的に活用していくことを追加(P.277)

⇒超急性期に想定される傷病者の流れを実情に沿うよう修正(P.293)

水害対策

総合的な治水対策

- ◆あらゆる関係者の協議により進める流域治水の考え方の下、気候変動の影響を見据えた事前防災、意識啓発の推進
 - ⇒流域治水の考え方の下、近年頻発している集中豪雨への対策として、雨水浸透ます設置や、市民への豪雨対策への啓発、水防訓練の実施等を行っていくことを明記(P.556)
 - ⇒市で検討中の雨水管理総合計画においても都の考え方に沿って取りまとめる予定であることから、東京都豪雨対策基本方針(R5.12)に基づく記載内容に見直し(P.556など)
- ◆水害時避難を踏まえた避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進
 - ⇒市は、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者ごとに、本人の同意に基づき、避難支援等を実施するための個別避難計画」を作成することを追加(P.587)
 - また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や活用の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に定めることを追加(P.587)
- ◆令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた取組の推進
 - ⇒令和元年台風第19号と同程度の台風による再度災害防止に向け、雨水幹線に流入する逆流防止ゲートの設置や調布排水樋管の遠隔操作化などのハード対策等の対応を図ってきたことを追加(P.564)
- ◆水防訓練の継続的な実施
 - ⇒総合水防訓練等の訓練目的、協力機関、実施時期、実施要領について、表形式でわかりやすく整理(P.593～ P.594)



火山対策

富士山等噴火降灰対策

◆気象庁が発表する降灰予報等の市民への理解促進

⇒気象庁が発表する降灰予報や降灰量階級表等を記載(P.753～ P.754)

◆市域に降灰のおそれがある場合の情報伝達手段等の検討

⇒富士山が噴火した場合の情報連絡体制や、市民への広報・問い合わせ対応として、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で市民等に提供すること、また、状況に応じて問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応することを記載(P.755)

◆降灰調査・報告の体制検討

⇒降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告すること、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握することを記載(P.755)

◆宅地等の降灰処理方針の検討

⇒宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であること、一般の市民では対応が困難な場合については、市が対応することを記載(P.758)

◆健康対策・農地等の対策検討

⇒降灰の健康への影響や農作物への影響について、富士山火山避難基本計画の資料を用いて記載(P.742～ P.745)

◆ライフライン事業者との連携強化

⇒指定公共機関の予防業務やライフライン等の応急・復旧対策を記載(P.757)

【令和6年度】

8月27日：第1回防災会議

9月 5日：パブリックコメント開始

10月 4日：パブリックコメント締切

11月 7日：第2回防災会議

11月中：令和6年地域防災計画修正公表